

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第2条の2第2項の規定に基づく中止命令の運用要領の制定について  
(平成18年12月28日例規第31号)

この要領は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年4月奈良県条例第5号）第2条の2第2項の規定に基づく命令の適正な運用を図るため、必要な事項を定めたものです。